

\* 第24回委員会(9/5) 資料2より(利水部会部分抜粋)

## 利水部会とりまとめ(案)

### 1. 基本的スタンス

従前、利水にあっては水需要増を前提に、また利水者・自治体等による用途別の水需要予測の積み重ねをもとに、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられている。こうした河川水への開発依存にあっては、河川の流量はもともと有限であり、取水量にも河川環境からの制約があるため、際限なく水資源を開発することはできない。また、ダムや堰はいずれも河川およびその周辺の自然環境を悪化させる。加えて、この方式では需要が需要を生み、節水のインセンティブが働きにくい状況をもたらす。

こうしたことを考えると、利水にあっては理念転換が必要である。これまでの「水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行う水供給管理」という考え方を、新たに「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理」へと転換する必要がある。

河川管理者にあっては、こうした理念転換の主旨を取り入れ、もっと主体的に「水需要の管理、抑制」に関与していくことを目指すという方向性を明確に記述すべきである。

具体的には、既存の水資源転用などによりダムによる新規水資源開発を抑制すべきであり、さらに、トータルの水需要量を抑制するアプローチにも踏み込み、河川からの取水量を抑制・削減する効果を高め、できるだけ河川に水を戻すことにより河川環境の保全・整備に回す姿勢をとるべきである。河川管理者は、関連する計画の策定の際や利水者等の関係者との調整においても、このような姿勢を堅持すべきである。

利水部会にあっては提言の主旨に沿って具体的な考えや提案をもっと出すべき議論が必要であるが、以下、説明資料(第2稿)4.4 利水にある各項目別にいくつか指摘事項をかがけておく。

### 2. 各項目別の指摘事項

#### (1) 水需要の精査確認

- ・ダムに参画するところの精査確認は早急にすることだが、ただちに精査確認をするべきである。
- ・水需要の精査確認にあたっては、利水者に河川管理者が何故厳正に吟味しなければなら

ないか、その理由を明確にし、河川管理者、利水者のお互いの理解と協力体制が必要である。

- ・水需要の精査確認にあたっては、利水者が的確な水需要の予測を行っているのかについて検討する必要がある。現状の水需要予測では、各パラメータの設定には過去の実績値が用いられる傾向があるが、それらだけでは需要抑制のための節水の努力や技術の進展が反映できない。このような観点を取り入れた精査確認が必要である。従前の利水者の水需要を積み上げる方式ではなく、自らが流域全体での水需要を予測する姿勢を持つべきである。

## ( 2 ) 水利権の見直しと用途間転用

- ・ここでは、水需要の精査確認をした上で新たな水需要に対して、その必要が認められれば、ダム等の新規水資源開発が必要かどうかを用途間転用すなわち「水融通の拡大」との関係で記述されるべきである。この「水利権の見直し」の表現は、通常の水利権更新の考え方のみであり、新規水資源開発の際の考え方が示されていない。
- ・用途間の転用はあくまでも新規水資源開発が必要かどうかを判断する際に、その前に、水需要の精査確認を行って、新規水需要（具体的には水道事業の拡張計画）に対して、他の事業者等に余裕があればそれを融通するということである。転用の意義と目的を明確に。
- ・この水融通を円滑に行うために、転用のルールを提案するのがここで記載すべき具体的な整備内容のはずである。利水部会からその考え方のたたき台（後述資料参照）が示されているので、検討して河川管理者の「水需要管理」の姿勢を一層鮮明にする必要がある。
- ・用途間転用は工水から上水だけでなく、上水から上水への可能性も検討すべきでは。
- ・水利権更新案件に農水関連が多い。すでにふれているが、農水の水利用実態把握、慣行水利権の許可水利権化にあって農政との連携・協働をさらに進めるべきである。

## ( 3 ) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し

- ・既存水資源開発施設の再編とは何か、考え方や内容を明記すべきである。容量の再編であるとすれば、水需要の精査・確認とあいまって、その必要性が十分検討される必要がある。また、一方の利水容量の再編が河川の流況と自然環境に及ぼす影響や、容量再編の規模、費用負担のあり方を含め、代替案比較等、十分検討する必要がある。
- ・少雨化傾向、水供給の実力低下、利水安全度の低下、渇水頻度の増大は一連の現象であるとの認識の下、それらの対応を安易にダムに頼ることなく、水量的には農水や下水処理水の還元水の存在、水需要の抑制による利水安全度の向上、既存のダムの効率的運用、治水等含めた水位管理の見直し等の施策も踏まえ、様々な代替案を検討すべきである。
- ・利水にあっても中・長期の気象予報等の支援情報を取り入れた貯水位管理などの弾力的運用の可能性を検討していくべき。

## ( 4 ) 水需要の抑制・節水対策

- ・節水施策にも踏み込むべきである。たとえば、水利権審査の具体的内容(整備シート3/4)に節水計画、節水目標の立案等を審査項目に取り入れ、それも審査対象にする。
- ・水需要管理協議会の場においても、日常的に節水施策を取り込むことを協議事項に入れる。
- ・河川水以外の未利用水源としての雨水、再利用、地下水をどのように活用するか、どの程度の効果があるのか、実施にあたっての節水技術・機器(現状と将来動向)制度、条例等について調査研究を行い、取り入れるべき方策を検討していくべきである。
- ・水需要抑制に向けたインセンティブが働くような経済負担、料金体系等の仕組み、誘導についても調査・検討していくべきでは。
- ・水需要の抑制効果と既存水源の転用で生み出せる水量がどのくらいかわからないが、あるとすれば、その水量の再配分をどうするのかも検討価値がある。まずは環境のために、いったん河川に戻していくのか、利水安全度を確保するための余裕幅として利用していくのか等の検討を行っていくべき。

#### (5) 渇水への対応

- ・渇水への対応については、早い段階からの情報提供を行い、節水の呼びかけをして渇水対策を行う。
- ・渇水の調整は、利水者と関係自治体と河川管理者が連携する、となっているが、“連携”のみではなく、流域住民が行動できるような体制づくりに向けて、河川管理者が“主体的”に取り組みをすすめていただきたい。
- ・現行の取水実績に応じた渇水調整ルールでは、水を多く使用していたユーザーが、渇水時には優遇されることになり、平時からの水の抑制につながりにくい。また、説明資料第2項の見直し提案にある、投資に応じた渇水調整方式では、日常の取水実績以上の過大な水源施設への投資が行われることにつながる。このため、渇水調整のルールは、互譲精神に則り、水の融通性を高め、水の使用抑制が進むインセンティブが働くようなルール作りを行うべき。河川管理者は主体的にその仕組みを作る主唱者となるべきである。
- ・森林の保水力を高くしておくことも必要であり、たとえば利水者(関係自治体)の森林保全活動に応じて渇水時に取水制限するなど、水源涵養林等への河川管理者のかかわりをもつ。

#### (6) 渇水対策会議の改正を調整---水需要管理協議会

- ・説明資料(第2稿)についての記述は、一定の評価が出来るが、河川管理者がもう少し主体的な姿勢で臨むべきである。
- ・水需要管理協議会においては、森林の保全・育成についても活動あるいは検討事項とする。
- ・流域全体での期別ごとの利水関連の情報が一元管理され、協議会メンバーが情報共有できるようなモニタリング、情報共有システムの整備の検討を行うべき。
- ・水需要管理協議会における住民の参加は必要であり、参加のあり方については、住民参

加部会での検討も参考にさらに検討を。

- ・整備シートについても個々いくつか指摘事項もあるが、利水部会としてまだ十分に議論していないところもあるので、現段階では提示していない。

## 水利権転用の考え方

		水利権の転用	水利権補償	水源施設等の財産権の移転	財産管理補償等	期間
①	1-1 臨時転用	なし 河川管理者の承認	なし 供給水量ベースで売水契約	なし	なし	臨時 異常湧水時の臨時的契約
	1-2 期間契約転用	なし 河川管理者の承認	なし 契約期間を設定して売水契約	なし	なし	1～2年
②	2-1 水利権転用	あり 水利権転用の許可	水利権補償	なし 水源施設を持つが財産権等の移転はしない	財産管理に対してリース料を設定する	8～15年 水利権更新時に再契約
	2-2 水利権転用	あり 水利権転用の許可	水利権補償	なし 慣行水利権等の水源施設を持たない水利権	なし	無期限または免許契約
③	3 水利権・財産権等転用	あり 水利権転用の許可 財産権等転用の許可	水利権補償	あり	財産権等補償	水利権更新時に再契約 無期限または免許契約

